

(第97号議案)

中野区産業振興センター条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条~第21条 (略)			第1条~第21条 (略)		
附 則			附 則		
1~4 (略)			1~4 (略)		
5 <u>令和6年7月1日から当分の間、別表第1の規定の適用については、同表体育室の項中「6,100円」とあるのは「3,100円」と、「9,400円」とあるのは「4,700円」と、「12,700円」とあるのは「6,400円」と、「300円」とあるのは「200円」と、同表小体育室の項中「1,000円」とあるのは「500円」と、「1,600円」とあるのは「800円」と、「2,400円」とあるのは「1,200円」と、「300円」とあるのは「200円」とする。</u>					
別表第1 (第12条、第19条関係)			別表第1 (第12条、第19条関係)		
施設及び使用 方法	使用時間	限度額	施設及び使用 方法	使用時間	限度額
多目的ホール	午前9時~ 正午	<u>2,700円</u>	多目的ホール	午前9時~ 正午	<u>5,000円</u>
	午後1時~ 午後5時	<u>4,200円</u>		午後1時~ 午後5時	<u>7,700円</u>
	午後6時~ 午後9時	<u>5,600円</u>		午後6時~ 午後9時	<u>10,400円</u>
体育室 貸切りの 場合	午前9時~ 正午	<u>6,100円</u>	体育室 貸切りの 場合	午前9時~ 正午	<u>5,000円</u>
	午後1時~ 午後5時	<u>9,400円</u>		午後1時~ 午後5時	<u>7,700円</u>
	午後6時~ 午後9時	<u>12,700円</u>		午後6時~ 午後9時	<u>10,400円</u>
個人で使 用する場 合	午前9時~ 正午	<u>300円</u>	個人で使 用する場 合	午前9時~ 正午	<u>230円</u>
	午後1時~ 午後5時	<u>300円</u>		午後1時~ 午後5時	<u>230円</u>

		午後6時～ 午後9時	300円
小 体 育 室	貸切りの 場合	午前9時～ 正午	1,000円
		午後1時～ 午後5時	1,600円
		午後6時～ 午後9時	2,400円
		個人で使 用する場 合	午前9時～ 正午
		午後1時～ 午後5時	300円
		午後6時～ 午後9時	300円

別表第2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に中野区産業振興センター条例別表第1に掲げる施設（体育室及び小体育室を除く。）について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の同表（体育室の項及び小体育室の項に係る規定を除く。）の規定を適用した額とする。

3 この条例の施行の際現に使用の承認（前項に規定する場合の使用の承認を除く。）を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

		午後6時～ 午後9時	230円
小 体 育 室	貸切りの 場合	午前9時～ 正午	800円
		午後1時～ 午後5時	1,300円
		午後6時～ 午後9時	2,000円
		個人で使 用する場 合	午前9時～ 正午
		午後1時～ 午後5時	230円
		午後6時～ 午後9時	230円

別表第2 (略)